

味の素グループの皆さまへ

2025年度

味の素グループ団体保険のご案内

がん補償

介護補償

医療
補償

●保険期間

2025年7月1日午後4時から
2026年7月1日午後4時までの1年間

●お支払方法

2025年9月から保険料(月額)を毎月給与控除(12回払)
※中途加入の場合は、保険期間開始日の2か月後から
保険料(月額)を毎月給与控除

●お申込み方法

「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」 「ご加入内容
確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
前年同等条件コースでご継続希望の方は、加入依頼書
の提出は不要です。(自動継続となります。)

*継続されない方、または前年と条件を変更される方は、
その内容を記載した加入依頼書の提出が必要です。



2次元コードから保険金請求ができるようになりました！



スマホで簡単



電話不要



いつでも
どこでも

ケガや病気の保険金請求の相談がしたいけど、
昼間はなかなか電話ができないというかた必見！
味の素グループ団体保険は

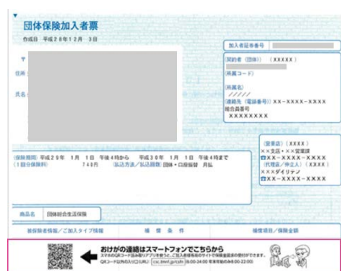
2次元コードから保険金請求ができます！



医療補償
がん補償
介護補償

2次元コードからのご請求

加入者票の2次元コードをスマートフォンで
読み取ると、直接専用サイトで事故の受付が
出来ます※。



2次元コードをご利用できない方

2次元コードをご利用できない方の事故の
受付につきましては、お電話での事故受付と
なります。

下記、事故受付センターへご連絡ください。

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

※証券番号・2次元コードは毎年7月1日に変更となります。事故日が「団体保険加入者票」の保険期間内であることを
必ずご確認ください。事故日が保険期間外の場合、事故の受付が出来ませんのでご注意ください。

味の素グループ団体保険のメリット



団体割引適用により保険料が割安!!

各種保険に団体(扱)割引が適用となります。
日常生活を営むうえで必要となる保険に、お手ごろな保険料で加入することができます。
※雇用形態によっては団体(扱)割引が適用とならない場合があります。



申込時に現金不要!

ご加入時、更新時に現金は不要です。
保険料は便利な「給与控除」となり、お支払いの手間は不要です。
※雇用形態によっては、口座振替となる場合があります。



ご家族も対象!

ご家族も、団体加入制度の被保険者(保険の補償を受けられる方)となることができます。



保険はまとめてアジコムへ!!

保険代理店をまとめることで、保険のかけ過ぎ、重複を防げます。
また保険金請求時も、電話一本で加入いただいている対象の保険すべての請求手続きが可能です。



●お支払方法

2025年9月から保険料(月額)を毎月給与控除(12回払)

※中途加入の場合は、保険期間開始日の2か月後から保険料(月額)を毎月給与控除

●お申込み方法

「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」 「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
前年同等条件コースでご継続希望の方(今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方)は、WEB上での継続のお手続きは不要です。(自動継続となります。)

※継続されない方、または前年と条件を変更される方は、WEB上でのお手続きが必要です。

味の素グループ 団体(扱)保険制度 取扱商品のご案内

味の素コミュニケーションズでは、グループ企業の福利厚生の一環として、団体(扱)割引などによる「お手頃な保険料で充実した補償」の各種保険をご提供しています。

▶ 今回ご案内の商品

その他取扱商品もございます。詳しくは味の素コミュニケーションズまでお問い合わせください。

	保険の種類	割引率	募集期間
▶	医療補償(1年更新型)	団体割引25% 損害率による割引5%	随時
▶	がん補償(1年更新型)	団体割引25% 損害率による割引5%	随時
▶	介護補償(1年更新型)	団体割引25% 損害率による割引5%	随時
	アフラックがん保険(終身型)あなたによりそうがん保険 ミライト	団体料率適用	随時
	アフラック医療保険(終身型)新しい形の医療保険 REASON	団体料率適用	随時
	自動車保険	大口団体扱割引20.0~22.6%*	随時
	火災保険	団体扱大口割引1~10%	随時

※(自動車)損保ジャパン: 20.0%、東京海上日動: 22.6%、三井住友海上: 22.5%
(火災)損保ジャパン: 5.0%、東京海上日動: 1.0%、三井住友海上: 10.0%

〈自動車保険〉※大口団体扱割引率は、味の素団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。この大口団体扱割引は、ご契約期間の初日が2025年4月1日から2026年3月31日までのご契約に適用されます。

〈自動車保険〉※団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
〈火災保険〉ります。

保険のQ&A

共通

Q1 健康保険や生命保険が適用されても補償されますか。

A 補償されます。

Q2 入院・通院は何日目から補償されますか。日帰り入院*でも補償されますか。

A 1日目から補償されます。日帰り入院も補償されます。

*日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

Q3 契約の途中で補償内容の変更、解約はできますか。

A 加入コースの変更、解約はできます。毎月末日までにお申し出ください。翌月1日から変更となります。

※ただし、医療補償、がん補償、介護補償については保険期間の途中で保険金額の増額はできません。

Q4 退職したら、契約はどうなりますか。

A 退職時に残りの保険期間分の保険料を一括でお支払いいただきます。

次年度からは、OB・OGとして保険を継続できます。(一時払口座振替となります。)

医療補償

Q11 検査入院しました。入院保険金の請求はできますか。

A ケガや病気の治療のための入院が入院保険金のお支払いの対象となります。

検査のみが目的で入院された場合はお支払いの対象外となります。

Q12 加入時の医師の診査は必要でしょうか。

A 医師の診査は不要です。加入依頼書等の質問欄に健康状態を正しくご記入ください。

告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

補がん

Q13 がんの疑いがあるため検査のために通院しましたが、検査の結果良性でした。補償されますか。

A 良性の場合は補償されません。

介護補償

Q14 味の素グループ社員の配偶者の両親や兄弟も加入できますか？

A 加入できます。配偶者の両親、兄弟を被保険者(ご本人)として加入いただけます。

Q15 「一時金払タイプ」と「年金払タイプ」の両方に加入することはできますか？

A 加入できます。両タイプのご加入をご希望の方は、味の素コミュニケーションズまでご連絡ください。

Q16 「一時金払タイプ」から「年金払タイプ」に変更する場合、告知が必要ですか？

A 別途告知が必要です。再度健康状態を告知していただくことで、「一時金払タイプ」から「年金払タイプ」に変更することが可能です。逆の変更も同様です。なお、保険期間中の変更はできません。

お問い合わせ先／事故時の連絡先につきましては、29ページをご参照ください。

医療補償

医療の
補償

病気のときもあんしんの補償をラインナップ。
この保険料で日帰り入院も補償します。

疾病入院

病気で入院したときに、1日目から
保険金をお支払いします。

※1回の入院について60日を限度とします。



疾病手術

病気で手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



放射線治療

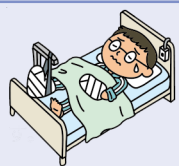
病気やケガで放射線治療を受けたときに、
保険金をお支払いします。

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。

傷害入院

ケガで入院したときに、1日目から
保険金をお支払いします。

※1回の入院について60日を限度とします。



傷害手術

ケガで手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



EAタイプ

1日あたり
5,000円

重大手術*1	20万円	
上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円

5万円

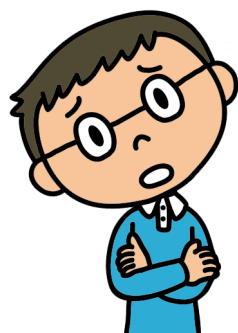
1日あたり
5,000円

重大手術*1	20万円	
上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円

(※1)対象となる重大手術については、20ページの「補償の概要等」をご確認ください。

⚠ ご加入に際しては、必ず16ページの「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

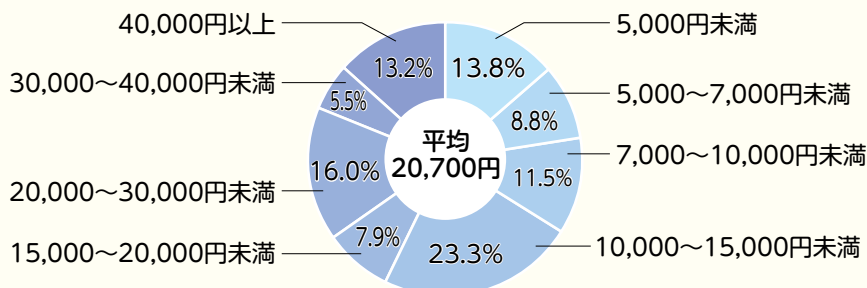
入院費って
いくらぐらい
かかるの？



入院時の自己負担費用は意外と高額です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

【集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))】



【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

約29%割引!

(団体割引25%、
損害率による割引5%適用)

共通

保険のQ&A

医療補償

がん補償

介護補償

WEB申込方法

契約概要のご説明

支払限度日数：60日

EBタイプ

1日あたり
3,000円

重大手術*1 12万円

上記以外の手術 入院中 3万円 入院中以外 1.5万円

3万円

1日あたり
3,000円

重大手術*1 12万円

上記以外の手術 入院中 3万円 入院中以外 1.5万円

月払保険料 本人型(男性・女性共通) 加入限度口数：1口のみ

保険期間：1年

団体割引：25%

メディカルアシストついてます! 詳細はP14

デイリーサポートついてます! 詳細はP14

介護アシストついてます! 詳細はP14

被保険者本人年齢	EAタイプ(スタンダード) 入院日額 5,000円	EBタイプ(ライト) 入院日額 3,000円
5～9歳	450円	270円
10～14歳	420円	250円
15～19歳	450円	270円
20～24歳	590円	350円
25～29歳	630円	380円
30～34歳	660円	390円
35～39歳	690円	410円
40～44歳	740円	440円
45～49歳	930円	560円
50～54歳	1,170円	700円
55～59歳	1,590円	950円
60～64歳	2,230円	1,330円
65～69歳	2,970円	1,780円
70～74歳	4,010円	2,400円
75～79歳	4,960円	2,970円
80～84歳	5,920円	3,550円
85～89歳	5,860円	3,510円

※1口のみのお引受となります。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は下記のとおりです。

下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	年齢	左記以外の条件
本人型	満5歳以上満89歳以下 ※団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。	(1)味の素株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員 (2)上記(1)のご家族 ①配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 ②上記(1)と同居されているご親族 ※対象となるグループ会社につきましては、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

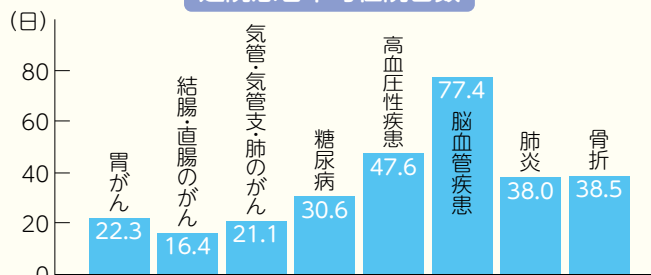
【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(婚約とは異なります。)
- a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

しかも、差額ベッド代や入院時の食事代等の一部負担は高額療養費制度でカバーされません。



だから

入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

(例)盲腸で7日間入院し、手術を受けた。

●事故例

盲腸を発病し、手術1回、入院7日⇒退院

東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



●医療の補償EAタイプにご加入の場合

保険金内訳

入院保険金：5千円×7日=3万5千円

手術保険金：5万円

保険金総額：8万5千円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

がん補償

2022年度
より
募集開始
しました!

がんと診断確定された場合や、がん治療のために通院をされた場合等に保険金をお支払いします。

特長

がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。



がん診断

がんと診断確定*1されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*2

- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- *2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん通院

がんで入院(日帰り入院も含む)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。

- ※1回の入院(日帰り入院も含む)の原因となったがんの治療のための通院について、45日を限度とします。【がん通院保険金の支払事由変更に関する特約セット】

がん再発転移

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

- *1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。



がんは
気になる病気よね?

もしものがんのリスクに備えて「がん

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約465万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、およそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに 心配なのは、医療費!



医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター

「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の
準備ができると安心です。

約29%割引!

(団体割引25%、
損害率による割引5%適用)

味の素グループのがん補償なら!

- 90日間の待機期間はありません。
- 「上皮内新生物」「白血病」も補償の対象となります。
- 加入年齢は5歳から満89歳までとなります。
- 日帰り入院でも通院補償の対象となります。

月払保険料 本人型(男性・女性共通) 加入限度口数：1口のみ

保険期間：1年

団体割引：25%

メディカルアシストついてます! 詳細はP14

ディリーサポートついてます! 詳細はP14

介護アシストついてます! 詳細はP14

被保険者本人年齢	GAタイプ(スタンダード) 診断一時金100万円	GBタイプ(ライト) 診断一時金50万円
5～9歳	140円	70円
10～14歳	210円	110円
15～19歳	160円	80円
20～24歳	100円	50円
25～29歳	210円	120円
30～34歳	350円	180円
35～39歳	570円	300円
40～44歳	890円	470円
45～49歳	1,320円	690円
50～54歳	2,100円	1,100円
55～59歳	3,310円	1,720円
60～64歳	4,880円	2,540円
65～69歳	6,430円	3,330円
70～74歳	8,080円	4,170円
75～79歳	9,620円	4,930円
80～84歳	11,020円	5,630円
85～89歳	12,000円	6,080円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*が、本人型の場合は満5歳以上満89歳以下となります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は下記のとおりです。

下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	年齢	左記以外の条件
本人型	満5歳以上 満89歳以下 ※団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。	(1)味の素株式会社およびそのグループ会社の 役員・従業員 (2)上記(1)のご家族 ①配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 ②上記(1)と同居されているご親族 ※対象となるグループ会社につきましては、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

共通

保険のQ&A

医療補償

がん補償

介護補償

WEB申込方法

契約概要のご説明

GAタイプ

100万円

1日あたり
5,000円

100万円

GBタイプ

50万円

1日あたり
3,000円

50万円

補償」があると安心です。

自身に合った加入パターンを確認しましょう!

一生涯払う保険料を
安くしたい

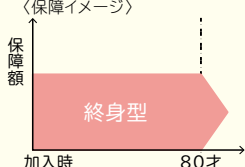
月々の保険料を
安くしたい

とにかく充実した保障を確保したい

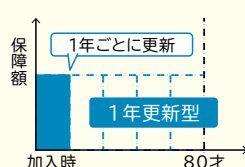
一生涯の保障を
手厚く準備

一生涯の保障と
最新の保障をバランスよく

終身型 で備える
一生涯の保障であんしん



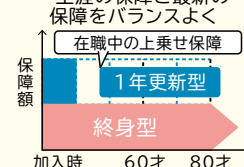
1年更新型 で備える
最新の保障であんしん



上乗せ専用の
終身型 で保障を追加
一生涯の保障を手厚く準備



終身型 と 1年更新型
で備える
一生涯の保障と最新の
保障をバランスよく



保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

介護補償(年金払介護)KNタイプ

毎年補償を受け取りたい方にオススメ！

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態^{*1}となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

^{*1} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

味の素グループの年金払介護なら！

- **要介護3以上の認定を受けた場合、最大10年間・毎年100万円**の保険金を受け取ることが出来るため、介護期間が長期にわたった場合も安心です。
- **84歳まで更新可能です(新規加入は79歳までとなります)。**
- **配偶者・ご両親・お子様もご加入できます。**
- **認知症アシストサービス(P15)が自動付帯されています。**

月払保険料 本人型 加入限度口数：1口のみ

保険期間：1年間、てん補期間^{*1}：10年(10回目の保険金支払基準日まで)
団体割引：25%

被保険者の年齢	KNタイプ	
	介護補償基本特約(年金払)保険料	
	男性	女性
40～44歳	110円	100円
45～49歳	130円	120円
50～54歳	190円	170円
55～59歳	270円	240円
60～64歳	570円	520円
65～69歳	1,420円	1,740円
70～74歳	2,670円	3,960円
75～79歳	6,120円	9,280円
80～84歳(更新のみ)	10,720円	16,810円

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は下記のとおりです。
下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	年齢	左記以外の条件
本人型	満40歳以上 満79歳以下 (更新契約の場合には、満84歳以下) ※団体契約の始期日時時点の年齢を言います。	(1)味の素株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員 (2)上記(1)のご家族 ①配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 ②上記(1)と同居されているご親族 ※対象となるグループ会社につきましては、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^{*2}や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*2}が、満40歳以上満79歳以下^{*3}の方に限ります。

※更新前契約において介護補償保険金をお支払いした場合は、介護補償は更新でしかねます。

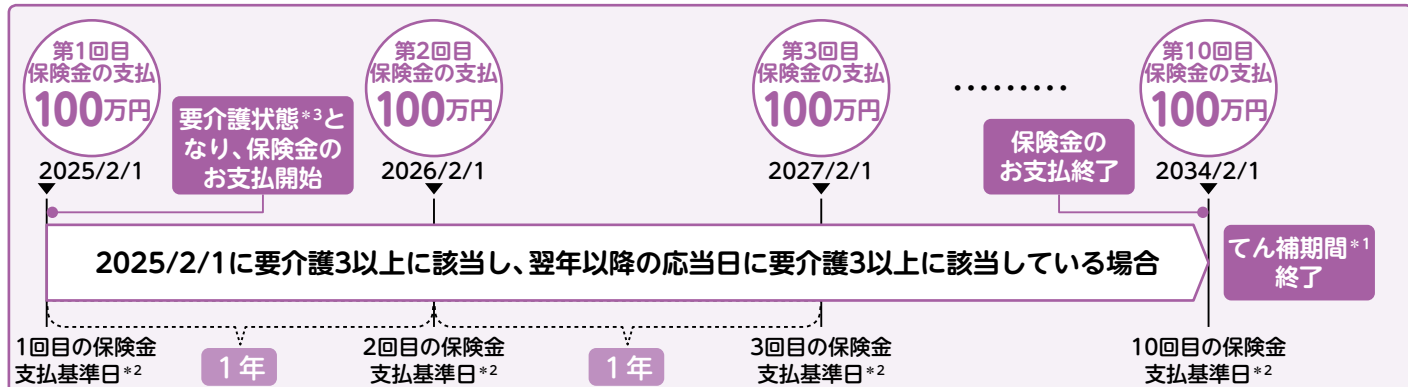
^{*1} 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

^{*3} 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法

【例】年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2024/10/1～2025/10/1) てん補期間^{*1}：10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)



※てん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}に、再度要介護状態^{*3}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{*1}は1回目の保険金支払基準日^{*2}から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{*3}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間^{*1}中に死亡した後の保険金支払基準日^{*2}においては、保険金をお支払いしません。

^{*1} 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)をいいます。

^{*2} 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{*3}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

^{*3} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

約29%割引!

(団体割引25%、
損害率による割引5%適用)

介護補償(一時金払介護)KIタイプ

まとまった資金を一時金で受け取りたい方にオススメ!

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

味の素グループの一時金払介護なら!

- 要介護3以上の認定を受けた場合に一時金100万円を受け取れます。
- 84歳まで更新可能です。
- 配偶者・ご両親・お子様もご加入できます。
- 認知症アシストサービス(P15)が自動付帯されています。

月払保険料 本人型(男性・女性共通) 加入限度口数: 1口のみ

保険期間: 1年間 団体割引: 25%
補償の型: 公的介護保険連動型(要介護3)

被保険者の年齢	KIタイプ
	介護補償基本特約保険料
40~44歳	30円
45~49歳	30円
50~54歳	40円
55~59歳	60円
60~64歳	130円
65~69歳	370円
70~74歳	810円
75~79歳	1,870円
80~84歳	3,560円

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は下記のとおりです。
下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	年齢	左記以外の条件
本人型	満40歳以上 満84歳以下 ※団体契約の始 期日時点の年 齢を言います。	(1)味の素株式会社およびそのグループ会 社の役員・従業員 (2)上記(1)のご家族 ①配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 ②上記(1)と同居されているご親族 ※対象となるグループ会社につきまして は、パンフレット記載のお問い合わせ先 までお問い合わせください。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、公的介護保険連動型の場合は満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

※更新前契約において介護補償保険金をお支払いした場合は、介護補償は更新できかねます。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

公的介護保険は
あるけれど…?

もしもの介護に備えて
「介護補償」があると安心です。

介護にかかる
お金は…?

一時費用*1の合計:
平均約 74万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、
特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用が
かかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」

要介護状態 初期に一時的に 必要となる 主な費用の目安 (自費で購入等 した場合)	車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
	■自走式 …………… 6~19万円 ■電動式 …………… 30~50万円	■いす式直線階段用 …… 50万円~ ※工事費別途	■15~50万円 ※機能により金額は異なる
	手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
	■廊下・階段・浴室用等 … 1万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工 事費別途)	■水洗式 …………… 1~ 4万円 ■シャワー式 …………… 10~25万円	■据置式 …………… 20~50万円 ■レール走行式 …… 50万円~ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、
介護補償(一時金払介護) 共通



公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

【一時金払】【年金払】の対象はこちら

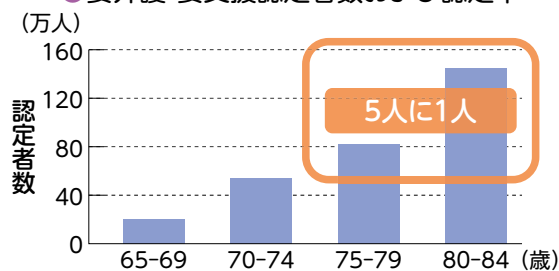
もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



介護になったときの
費用が不安…

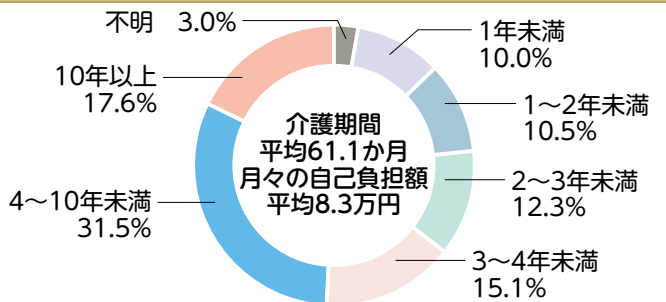
介護は身近なリスク

●要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「令和3年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)
「令和3年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

介護期間と自己負担額



【出典】(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では約5人に1人が
要介護・要支援状態に

しかも

月々の自己負担額
平均8.3万円

介護は長期間におよびます
・約64%が3年以上
・平均介護期間61.1か月

費用総額のシミュレーション(1人あたり)

月々の自己負担額
平均 8.3万円

×

介護期間
平均 61.1か月

=

費用総額
平均 約507万円

※ 公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の57.5%に
のぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

だから

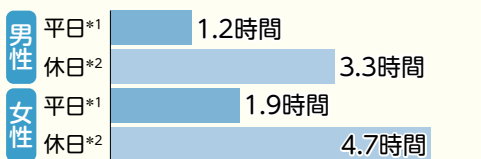
長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

介護と仕事の両立



介護で仕事を
やめたくないなあ

●働きながら介護を行っている人の平均介護時間



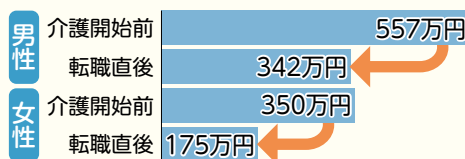
*1 仕事ありの日 *2 仕事なしの日

働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

毎年約10万人が
介護離職しています

【出典】「平成29年就業構造基本調査」
(総務省統計局)をもとに
東京海上日動にて作成

●介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



介護離職を余儀なくされた場合、
転職後の年収が大きく
減少するリスクがあります。

【出典】(公財)ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、
資金準備があると安心です。

増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 認知症 患者数	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人

【出典】「平成29年版高齢社会白書(概要版)」(内閣府)をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。

介護補償は認知症アシスト
(サービスのご案内をご参照ください)で
認知症の方ご本人やご家族を支援します。

病気やケガをしたとき、公的医療保険に加えて「がん補償」「医療補償」があると安心です。



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

医療費の一部負担(自己負担)割合について

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1～3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70～74歳	2割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※ 2023年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

高額療養費制度について

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	4回目からの上限額 ^{*1}
① 年収約1,160万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収約370万円～ 約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ 年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※ 2023年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど…

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、差額ベッド代や先進医療の技術料等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから

公的医療保険の不足分に対する備えとして、
「がん補償」「医療補償」への加入をご検討ください。

もしもの不安に備えて安心をお届けします



医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険)のすべての補償が、以下のサポートサービスの対象となります。

※認知症アシストは、介護補償にご加入いただいた場合の専用サービスです。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。



メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

◆受付時間*1 **24時間365日**



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

*2 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。



介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

◆受付時間 (いずれも土日祝・年末・年始を除く)

- ・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。



法律
税務
社会保険

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

◆受付時間 (いずれも土日祝・年末・年始を除く)

- ・法律相談 : 午前10時～午後6時
- ・税務相談 : 午後2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

◆受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

- ・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
- ・「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時
- ・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時
- ・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時

0120-775-677

0120-002-531

0120-801-276



検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

- *1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
- *2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一齐送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

- *2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修:川島隆太氏

- ※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
- ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

- *3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

- *4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
- *5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。のうちのいずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よろしくお願いいたします。



東京海上日動火災保険株式会社

PCでお手続きをされる方

- 1 取扱代理店「味の素コミュニケーションズ」のホームページへアクセスをします。「個人の皆様」のボタンより、「団体医療・がん・介護保険」へお進みください。

アジコム保険ナビ

検索

URL : <http://insurance.a-town.jp/dantaiiryou>

スマートフォン、タブレットで お手続きをされる方

- 1 下記の二次元コードを読み込みます。取扱代理店「味の素コミュニケーションズ」のホームページへ遷移します。



変更を希望される方

上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。
更新を希望されない方も同様にお手続きください。

前年同等プランで更新される方

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（「お手続きサイト」でのお手続き等）は不要です。

(自動更新となります)*1

*1<ご注意>

現在のご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

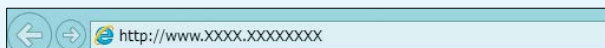
複数証券の方はechoiceでの手続きができないため、ご加入内容の確認や手続きに関しては代理店までお問い合わせください。

ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

- 各企業ごとの入口よりネット募集システム「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。
社員番号を入力する際の注意点は、パンフレットP19、◆ログインID：「社員番号」をご参照ください。
- 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。
- 「お手続きはこちらから」をクリックします。

*画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

- 前記URLにアクセスします。スマートフォンでは二次元コードからも「お手続きサイト」にアクセスできます。



- 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

- メールアドレスを登録します。

- ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。ID案内メールのURLをクリックします。

- お手続きサイトにログインします。パスワード発行メールのパスワードを入力します。

- 「お手続きはこちらから」をクリックします。

*画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

◆ログインID:「社員番号」 所属企業に応じ、下記となります。

※合計桁数に満たない場合は社員番号の頭に「0」を付けて下記桁数になるようにしてください。

例:味の素コミュニケーションズ 社員番号4桁(1234)の場合 02+00+1234《計8桁》

所属企業名(原籍)	社員番号入力方法	所属企業名(原籍)	社員番号入力方法
味の素	社員番号(合計6桁)	NRIシステムテクノ	40+社員番号(合計8桁)
味の素コミュニケーションズ	02+社員番号(合計8桁)	日本プロテイン	44+社員番号(合計8桁)
味の素AGF	03+社員番号(合計8桁)	デリカエース	46+社員番号(合計8桁)
味の素冷凍食品	04+社員番号(合計9桁)	味の素ベーカリー	71+社員番号(合計8桁)
川研ファインケミカル	06+社員番号(合計8桁)	EAファーマ	72+社員番号(合計9桁)
味の素ファインテクノ	10+社員番号(合計8桁)	味の素構内サービス	78+社員番号(合計8桁)
AGF鈴鹿	12+社員番号(合計8桁)	AGF関東	82+社員番号(合計8桁)
味の素ヘルシーサプライ	16+社員番号(合計8桁)	味の素みらい	88+社員番号(合計8桁)
北海道味の素	19+社員番号(合計8桁)	沖縄味の素	94+社員番号(合計8桁)
葉山マリーナー	22+社員番号(合計8桁)	アイ・ピー・イー	99+社員番号(合計8桁)
味の素エンジニアリング	25+社員番号(合計8桁)	四ツ葉油化	101+社員番号(合計10桁)
味の素トレーディング	29+社員番号(合計8桁)	ジーンデザイン	102+社員番号(合計10桁)
味の素デジタルビジネスパートナー	32+社員番号(合計8桁)	味の素食品	107+社員番号(合計10桁)
味の素食品北海道	35+社員番号(合計8桁)	F-LINE	120+社員番号(合計10桁)

◆パスワード:既加入者様はパスワード「生年月日(西暦8桁)」でログインしてください。 未加入者様はログイン時のパスワードを「生年月日(西暦8桁)」で設定してください。

例:1985年8月11日生まれの方→「19850811」

新規加入をご希望の方

専用サイトにログイン後、[お申込手続き]ボタンをクリックし、お手続きをしてください。

既加入者の方

<前年度と同じ条件で継続をご希望の方>

自動継続されますのでお手続きは不要です。ただし、一度専用サイトへログインの上、現在のご加入内容および氏名、住所、生年月日等が正しく入力されているかご確認ください。

<変更・脱退をご希望の方>

ご加入者や被保険者情報の変更、型の追加・変更・脱退は専用サイト上でお手続きが可能です。

医療補償(団体総合生活保険)補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 ^{*1} を超えた場合 ▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数 ^{*1})を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 ^{*2} を限度(疾病入院免責日数 ^{*1} は含みません。)とします。 ※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 ^{*1} 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ^{*2} 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ ^{*2*}
	疾病手術保険金 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 ^{*1} 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして ^{*2} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ^{*2} 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 ^{*3} 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	放射線治療保険金 病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ^{*1} を受けられた場合 ▶ 疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 ^{*1} 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
	傷害入院保険金 ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数 ^{*1} を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数-傷害入院免責日数 ^{*1})を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数 ^{*2} を限度(傷害入院免責日数 ^{*1} は含みません。)とします。 ※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 ^{*1} 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ^{*2} 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	傷害手術保険金 ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照) : 傷害入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 傷害入院保険金日額の5倍 ^{*1} 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして ^{*2} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ^{*2} 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

① がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術

② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術

④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

がん補償(団体総合生活保険)補償の概要等 <続き>

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん 診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん 通院保険金 + がん 通院保険金 の支払事由 変更に 関する特約	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院(日帰り入院を含みます)をし、以下のすべての条件を満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院(日帰り入院も含みます。)の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	がん 再発転移 補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

介護補償(団体総合生活保険)補償の概要等 <続き>

共通

保険のQ&A

医療補償

がん補償

介護補償

WEB申込方法

契約概要のご説明

【介護補償(年金払介護)】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態^{*1}となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態^{*1}の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

^{*1} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 年金払介護補償特約	・第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金を支払われた場合で、てん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}ごとに、保険の対象となる方が要介護状態^{*3}に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}に、再度要介護状態^{*3}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{*1}は1回目の保険金支払基準日^{*2}から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{*3}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間^{*1}中に死亡した後の保険金支払基準日^{*2}においては、保険金をお支払いしません。 ^{*1} 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)をいいます。 ^{*2} 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{*3}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 ^{*3} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{*2*} 等 ^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態^{*4}については、保険金のお支払い対象となります。 ^{*3} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象となることがあります。 ^{*4} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

【介護補償(一時金払介護)】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型(要介護3)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{*2*} 等 ^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 ^{*3} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険) 重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】 ▶▶▶



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)



4 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

6 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険)

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】 <続き>

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項

項目名	基本補償・特約	医療補償 がん補償	介護補償
生年月日		★	★
性別		★	★*1
職業・職務*2		—	—
健康状態告知*3		★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります

- *1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*5、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思*6を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*7から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*8。

●責任開始日*7から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*9(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*7 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*8 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*9 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。



医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険)

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】 <続き>



Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎える時



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険)

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】 <続き>

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。



医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険) 重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】 <続き>

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)



注意喚起情報



通話料
有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

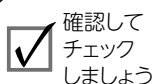
【医療補償、がん補償、介護補償(団体総合生活保険)ご加入内容確認事項(意向確認事項)】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。



☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)

☐ 保険期間

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	医療補償	がん補償	介護補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	○	○
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	○	○	○*1
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○

3 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

この保険は、味の素株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として味の素株式会社が有します。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方から特段のお申し出または保険会社からの連絡がないかぎり、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・ご意見・ご要望・ご指摘・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社味の素コミュニケーションズ 保険部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-9-1

E-mail : ajc_hoken_soshiki@asv.ajinomoto.com

【フリーダイヤル】0120-200587(受付時間：平日の午前9時から午後3時まで)

【FAX】03-3555-1845

●医療補償・がん補償・介護補償引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)グローバルリスクマネジメント本部 製造・消費財産業部営業第二チーム

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST13F

TEL 03-3285-1793(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)：FAX 03-3285-0212

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022-808(通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに(介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償については30日以内に)引受保険会社、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

■医療補償・がん補償・介護補償

【事故受付センター(東京海上日動安心110番)】0120-720-110(受付時間：24時間365日)

■取扱代理店

株式会社味の素コミュニケーションズ 保険部

TEL：0120-200587(受付時間：平日午前9時から午後3時まで)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、医療補償・がん補償・介護補償は東京海上日動公式ウェブサイト(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)でご参照ください(ご加入内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。).

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。保険始期日から、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までご照会ください。

